

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年8月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100097 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100036 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 29 年 6 月 12 日は 45 万円、平成 30 年 6 月 13 日は 57 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 12 日及び平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 12 日及び平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 6 月 12 日
② 平成 30 年 6 月 13 日

請求期間について、A 社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社から提出された請求者の 2016 年度役員賞与に係る明細書、2017 年度夏賞与に係る明細書、平成 29 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 29 年 6 月 12 日並びに同年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 30 年度（平成 29 年分所得）市民税・県民税照会回答書（以下、併せて「平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等」という。）及び事業主の回答から判断して、請求者は、請求期間①に 113 万 4,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 45 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A 社から提出された請求者の 2017 年度役員賞与に係る明細書、2018 年度夏賞与に係る明細書、平成 30 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 30 年 6 月 13 日並びに平成 30 年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された令和元年度（平成 30 年分所得）市民税・県民税照会回答書（以下、併せて「平成 30 年 6 月賞与に係る明細書等」という。）及び事

業主の回答から判断して、請求者は、請求期間②に 115 万 9,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 57 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等及び平成 30 年 6 月賞与に係る明細書等により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 57 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100098 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100037 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 29 年 6 月 12 日は 45 万円、平成 30 年 6 月 13 日は 56 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 12 日及び平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 12 日及び平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 6 月 12 日

② 平成 30 年 6 月 13 日

請求期間について、A 社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社から提出された請求者の 2016 年度役員賞与に係る明細書、2017 年度夏賞与に係る明細書、平成 29 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 29 年 6 月 12 日並びに平成 29 年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 30 年度（平成 29 年分）給与支払報告書（以下、併せて「平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等」という。）及び事業主の回答から判断して、請求者は、請求期間①に 108 万 4,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 45 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A 社から提出された請求者の 2017 年度役員賞与に係る明細書、2018 年度夏賞与に係る明細書、平成 30 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 30 年 6 月 13 日並びに平成 30 年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 30 年分給与支払報告書（以下、併せて「平成 30 年 6 月賞与に係る明細書等」という。）及び事業主の回答から判断して、請求者は、請求期間②に 115 万 9,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 56 万円

に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等及び平成 30 年 6 月賞与に係る明細書等により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100100 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100038 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 29 年 6 月 12 日は 45 万円、平成 30 年 6 月 13 日は 49 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 12 日及び平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 12 日及び平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 6 月 12 日

② 平成 30 年 6 月 13 日

請求期間について、A 社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社から提出された請求者の 2016 年度役員賞与に係る明細書、2017 年度夏賞与に係る明細書、平成 29 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 29 年 6 月 12 日並びに平成 29 年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 30 年度（平成 29 年分）課税証明書（以下、併せて「平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等」という。）及び事業主の回答から判断して、請求者は、請求期間①に 117 万 4,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 45 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A 社から提出された請求者の 2017 年度役員賞与に係る明細書、2018 年度夏賞与に係る明細書、平成 30 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 30 年 6 月 13 日並びに平成 30 年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 31 年度（平成 30 年分）課税証明書（以下、併せて「平成 30 年 6 月賞与に係る明細書等」という。）及び事業主の回答から判断して、請求者は、請求期間②に 115 万 9,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与

額 49 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等及び平成 30 年 6 月賞与に係る明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 49 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100104 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100039 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 6 月 12 日の標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 6 月 12 日

請求期間について、A 社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された請求者の 2016 年度役員賞与に係る明細書、2017 年度夏賞与に係る明細書、平成 29 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 29 年 6 月 12 日並びに平成 29 年 7 月 10 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 29 年分給与支払報告書 (以下、併せて「平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等」という。) 及び事業主の回答から判断して、請求者は、請求期間に 114 万 4,000 円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 45 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、平成 29 年 6 月賞与に係る明細書等により認められる厚生年金保険料控除額から 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100129号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2100003号

第1 結論

昭和35年3月2日から昭和39年4月1日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年3月2日から昭和39年4月1日まで
請求期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、請求したことも受けとったことも覚えていないので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、脱退手当金を請求した記憶がない旨の陳述をしているところ、請求者が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿における請求者の前後各50名の女性の被保険者について、脱退手当金の受給要件を満たし、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和39年4月1日の前後2年以内に資格喪失している48名の支給記録を確認したところ、45名に支給記録があり、そのうち、請求者を含む44名が厚生年金保険被保険者資格を喪失後6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録が確認できる複数の同僚は、会社で手続をしてもらい脱退手当金を受給した旨の回答をしていることを踏まえると、請求者についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金に支給額の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間

に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。